

(参考資料)

## 業務継続計画（BCP）未作成の事業者様へ

高齢者向けサービスを提供する施設・事業所等は、不測の事態が発生しても重要な業務を中断させないまたは中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した業務継続計画（Business Continuity Plan）を策定し、その内容を従業者に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施することが義務付けられました。

経過措置期間が令和6年（2024年）3月31日までですが、計画未作成の事業者におかれましては、早期に対応いただきますようお願いいたします。

### 1 各事業者が実施しなければならない事項（基準で定められている事項）

- (1) 業務継続計画（感染症・非常災害）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること
- (2) 従業者に対し計画を周知し、研修及び訓練を定期的実施すること  
（研修及び訓練は、それぞれ、入所・居住系は年2回以上、それ以外の事業者は年1回以上）
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更すること

### 2 業務継続計画作成にあたっての参考資料

#### (1) 厚生労働省ホームページ（必ず参照してください）

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修のページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

ガイドライン、様式ツール集、ひな形（例示入り）、研修動画が掲載されています。

#### (2) 北海道（高齢者保健福祉課）ホームページ

介護保険施設等における業務継続計画（BCP）の策定のページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/sus/141207.html>

厚生労働省作成の様式ツール、ひな形がダウンロードできます。

介護保険施設が実際に作成した計画を参考事例として掲載しています。

#### (3) 北海道（地域福祉課）ホームページ

社会福祉施設等における業務継続計画（BCP）の策定のページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/feg/112713.html>

令和4年度に道が開催した研修動画が掲載されています。